

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）の概要

1．清算関連の基盤整備に係る諸制度

- (1) 国内清算機関の最低資本金の額を 10 億円とする（第 19 条の 4 の 2 ）。
- (2) 外国清算機関が我が国金融機関を相手方として、直接に、又は国内清算機関と連携して、清算業務を行うための免許又は認可に必要な金融商品債務引受業と同種類の業務の経験年数を 3 年とする（第 19 条の 4 の 4、第 19 条の 4 の 5 ）。
- (3) 外国清算機関が清算を行う取引のうち、我が国資本市場への影響が軽微なものとして金融庁長官が指定する取引について、金融商品債務引受業に関する規制の適用除外とする（第 1 条の 18 の 2、第 1 条の 19 ）。

2．証券会社の連結規制・監督等

- (1) 連結規制・監督の対象となる証券会社の総資産の基準額を 1 兆円とする（第 17 条の 2 の 2 ）。
- (2) 監督対象となる子法人等の範囲を定める（第 15 条の 16 の 2、第 17 条の 2 の 4 ）。
- (3) 特別金融商品取引業者、指定親会社等に係る書類の提出期限等を定める（第 17 条の 2 の 3、第 17 条の 2 の 5 ～第 17 条の 2 の 11 ）。

3．ヘッジ・ファンド規制

外国投資信託を設定・指図する運用形態を金融商品取引業に追加する（第 1 条の 11 ）。

4．デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し

個人向けの店頭デリバティブ取引全般について不招請勧誘を禁止する。これに合わせ、再勧誘の禁止及び勧誘受諾意思確認義務についても同様に対象範囲を拡大する（第 16 条の 4 ）。

5．不動産デリバティブ取引に対する規制の導入

デリバティブ取引の参照指標に行政機関や不動産関連業務を行う団体が発表・提供する不動産インデックス・不動産価格等を追加する（第 1 条の 18 ）。